

第70号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当の支給対象者を拡充するとともに、退職手当の支給制限等に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第11条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第11条第2項第4号を削り、同条第7項中「第4項又は第6項」を「第5項又は前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）」に、「第6項」を「第7項」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にはその支給を制限し、支払われた後には返納又は納付させることができる。

第3条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は前項」を削り、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、「金額を」の次に「、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、同法に規定する就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を」を加える。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第18条第2項第4号を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条及び第4条の規定は公布の日から、第1条及び第3条の規定は平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び第4条の規定による改正後の芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、第2条の規定による改正後の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び第4条の規定による改正後の芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 退職職員（退職した芦屋市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた本市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法（以下「改正前の雇用保険法」という。）第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第1

1 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における芦屋市職員の退職手当に関する条例第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

4 改正後の退職手当条例第 11 条第 1 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い改正後の退職手当条例の施行の日（以下「改正退職手当条例施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第 1 条の規定による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「改正前の退職手当条例」という。）第 11 条第 1 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（改正退職手当条例施行日前 1 年以内に改正前の退職手当条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて改正退職手当条例施行日以後に改正後の退職手当条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて改正退職手当条例施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 改正後の退職手当条例第 11 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて改正退職手当条例施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて改正退職手当条例施行日前に職業に就いたものに対する芦屋市職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

6 改正退職手当条例施行日前に改正前の退職手当条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（改正退職手当条例施行日以後に改正後の退職手当条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定によ

る退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第1項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

7 退職企業職員（退職した芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職企業職員が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第3条の規定による改正後の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の水道企業職員条例」という。）第11条第6項の規定の適用については、同項中「勤続期間」とあるのは「勤続期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の勤続期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

8 改正後の水道企業職員条例第11条第8項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職企業職員であって求職活動に伴い改正後の水道企業職員条例の施行の日（以下「改正水道企業職員条例施行日」という。）以後に雇用保険法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為（当該行為に関し、第3条の規定による改正前の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正前の水道企業職員条例」という。）第11条第8項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（改正水道企業職員条例施行日前1年以内に改正前の水道企業職員条例第11条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって改正水道企業職員条例施行日以後に改正後の水道企業職員条例第11条第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職企業職員であって改正水道企業職員条例施行日前に改正前の雇用保険法第59条第1項に規定する公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

9 改正後の水道企業職員条例第11条第8項（就業促進手当に係る部分に限る。）

の規定は、退職企業職員であって改正水道企業職員条例施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職企業職員であって改正水道企業職員条例施行日前に職業に就いたものに対する芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条第8項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 10 改正水道企業職員条例施行日前に改正前の水道企業職員条例第11条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（改正水道企業職員条例施行日以後に改正後の水道企業職員条例第11条第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条第8項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当の支給対象者を拡充するとともに、退職手当の支給制限等に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給

勤続期間が6月以上で退職した職員であって、失業している場合において雇用保険法（以下「法」という。）の規定による高年齢求職者給付金（※1）に相当する退職手当を支給する者を次の表のとおりとする。

（第11条第5項及び第6項）

対象者		支給額
改正案	現 行	
法に規定する被保険者とみなした場合に、 <u>高年齢被保険者</u> （※2）に該当する者	法に規定する被保険者とみなした場合に、 <u>高年齢継続被保険者</u> （※3）に該当する者	【一般の退職手当等の支給を受けた場合】 高年齢求職者給付金に相当する額から支給を受けた退職手当等を減額した額 (第11条第5項)
		【一般の退職手当等の支給を受けない場合】 高年齢求職者給付金に相当する額 (第11条第6項)

※1 高年齢求職者給付金とは、高年齢被保険者（現行は、高年齢継続被保険者）が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6月以上ある場合に、一般被保険者に給付する基本手当に代えて支給される一時金をいう。

※2 高年齢被保険者とは、65歳以上の被保険者をいう。

※3 高年齢継続被保険者とは、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて雇用されている被保険者をいう。（65歳以上で新たに雇用される者は含まない。）

イ 求職活動支援費に相当する退職手当の支給

勤続期間が12月以上で退職した職員であって、失業している場合において法の規定による基本手当（※4）に相当する退職手当の支給を受けることができる者が、求職活動に伴い次の表のいずれかの行為をした場合は、法の規定による求職活動支援費（現行は、広域求職活動費）に相当する退職手当を支給するものとする。（第11条第11項）

改正案（求職活動支援費）	現行（広域求職活動費）
(ア) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域（往復200km以上）にわたる求職活動	公共職業安定所の紹介により広範囲の地域（往復300km以上）にわたる求職活動
(イ) 公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動	
(ウ) 求職活動を容易にするための役務の利用（面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用等）	

※4 基本手当とは、一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間のうちに被保険者期間が通算して12月以上ある場合に給付される手当をいう。

ウ 就業促進手当，移転費及び求職活動支援費に相当する退職手当の支給

アの高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができる者で次の表に該当する者に対し、法の規定による就業促進手当，移転費及び求職活動支援費に相当する退職手当を支給するものとする。

（第11条第15項）

準用する条項	対象者	法の規定による手当等
第11条第11項第4号	職業に就いた者	就業促進手当
第11条第11項第5号	公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者	移転費
第11条第11項第6号	イの表の求職活動支援費に掲げるいずれかの行為をする者	求職活動支援費

エ その他規定の整理

(2) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(第2条関係)

ア 退職した者が懲戒免職の処分を受けた者等である場合は、管理者は、当該退職した者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができるものとする。(第11条第2項)

イ 在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができるものとする。

(第11条第3項)

ウ その他所要の規定の整備

(3) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(第3条関係)

ア 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給(第11条第6項)

(1)アに同じ。

イ 求職活動支援費に相当する退職手当の支給(第11条第8項)

(1)イに同じ。

ウ 就業促進手当、移転費及び求職活動支援費に相当する退職手当の支給

(第11条第8項)

(1)ウに同じ。

(4) 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(第4条関係)

(2)アからウまでに同じ。(第18条第2項及び第3項)

3 施行期日等

(1) 2(2)及び(4)の規定は公布の日から、2(1)及び(3)の規定は平成29年1月1日から施行する。

(2) 2(2)及び(4)の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(3) 退職職員又は退職企業職員(以下「退職職員等」という。)が65歳に達した日以後に雇用される者に該当するものにつき、改正後の退職手当条例又は2(3)

による改正後の水道企業職員条例（以下「改正後の各条例」という。）の失業者の退職手当のうち高年齢求職者給付金に相当する退職手当を計算する場合における勤続期間は、改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、同日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

- (4) 改正後の各条例の求職活動支援費に相当する退職手当の支給に係る規定は、退職職員等であつて求職活動に伴い改正後の各条例の施行日以後に改正後の法の規定に該当する行為をしたものについて適用し、退職職員等であつて同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- (5) 改正後の各条例の高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けられる者についての就業促進手当に相当する退職手当の支給に係る規定は、退職職員等であつて改正後の各条例の施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員等であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- (6) 改正後の各条例の施行日前に改正前の退職手当条例又は改正前の水道企業職員条例の高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けられる者となつた者に対する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成28年3月29日成立）	
<p>○ 現下の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行う。</p> <p>○ さらに、高齢者の雇用を一層推進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするほか、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る等の措置を講ずる。</p>	
1. 失業等給付に係る保険料率の見直し（労働保険徴収法関係）	
雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る雇用保険料率を引き下げる。【現行1.0%→0.8%】【平成28年4月施行】	
2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し（育児・介護休業法、雇用保険法関係）	
<p>(1) 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、①育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）、②育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行う。【平成29年1月施行】</p> <p>(2) 介護離職の防止に向け、①介護休業の分割取得（3回まで、計93日）、②所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の半日単位取得、④介護休業給付の給付率の引上げ（賃金の40%→67%）等を行う。【平成29年1月施行（ただし、④は平成28年8月）】</p>	
3. 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就業環境の整備（雇用保険法、労働保険徴収法、高齢者雇用安定法関係）	
<p>(1) 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。【平成29年1月施行】（ただし、保険料徴収は平成31年度分まで免除）</p> <p>(2) ツルハハシ人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限らず、週40時間までの就業を可能とする。【平成28年4月施行】</p>	
4. その他（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、雇用保険法）	
<p>(1) 妊娠した労働者等の就業環境の整備 妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。【平成29年1月施行】</p> <p>(2) 雇用保険の就職促進給付の拡充【平成29年1月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げる。 【支給日数：1/3以上を残した場合 残日数の50%→60% 2/3以上を残した場合 残日数の60%→70%】 ・ 「求職活動支援費」として、求職活動に伴う費用（例：就職面接のための子の一時的預かり費用）について新たに給付の対象とする。 	

2 現行の雇用保険制度について（条例改正に関する部分）

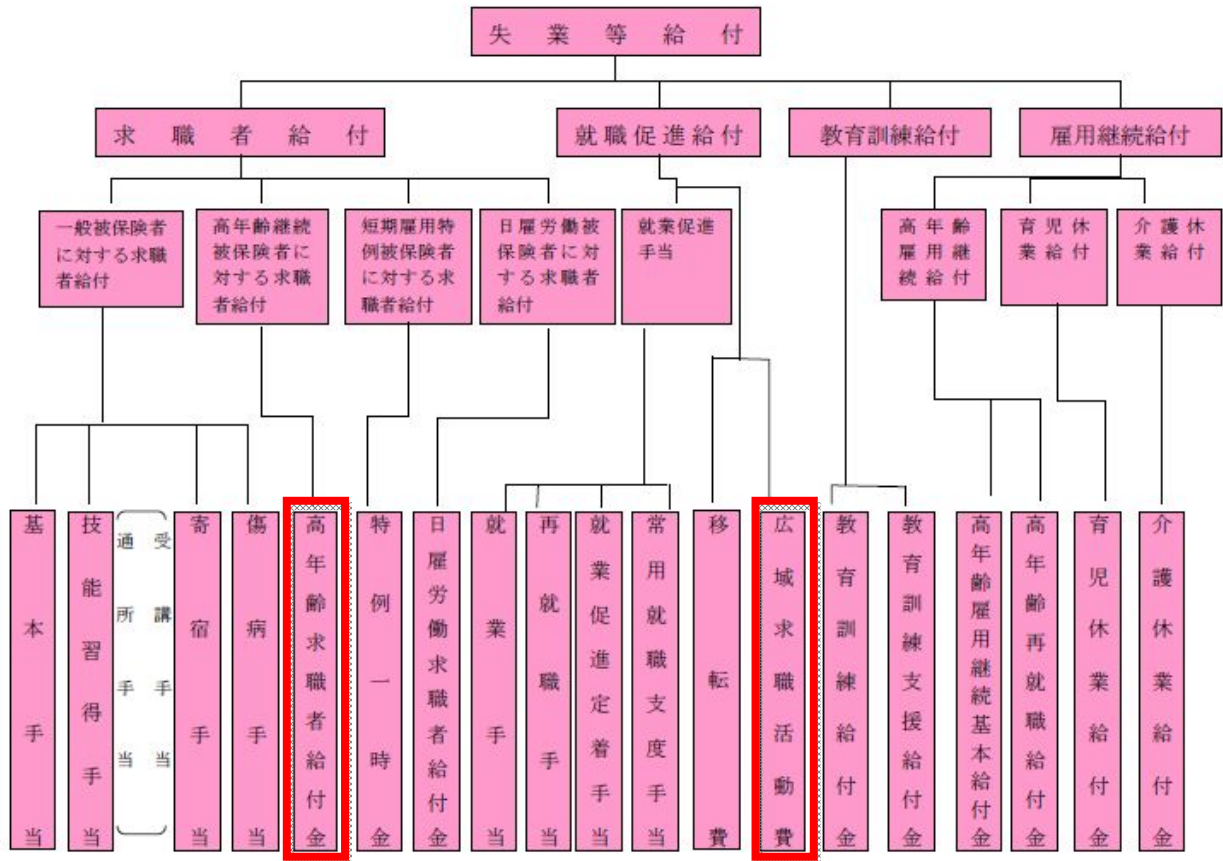
(1) 雇用保険法の適用除外

国、都道府県、市区町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者については、雇用保険は適用されない。

(2) 失業等給付について

失業等給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付であり、大別して、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類に分けられる。

求職者給付	被保険者が離職し、失業状態にある場合に、失業者の生活の安定を図るとともに求職活動を容易にすることを目的として給付する失業補償機能をもった給付
就職促進給付	失業者が再就職するのを援助、促進することを主目的とする給付
教育訓練給付	働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的とする給付
雇用継続給付	働く人の職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的とする給付



3 雇用保険の適用拡大及び就職促進給付の拡充に係る雇用保険法の改正について (条例改正に関する部分)

(1) 求職者給付のうち高年齢求職者給付金に係る改正について

高年齢継続被保険者 (改正後は、高年齢被保険者) が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある場合に、基本手当に代えて、高年齢求職者給付金として一時金が給付される。

※ 高年齢継続被保険者とは、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続き雇用されている被保険者をいう。

※ 高年齢被保険者とは、65歳以上の被保険者をいう。

※ 平成29年1月1日より、「高年齢継続被保険者」は「高年齢被保険者」になり、65歳以上の雇用される者の全てが被保険者の対象となる。

これまで、高年齢継続被保険者が離職した際に高年齢求職者給付金が1度だけ支給されていたが、高年齢被保険者が離職して求職活動を行う場合には、その都度高年齢求職者給付金が給付されることになる。

ア 給付要件

離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6月以上ある場合

イ 給付額

「基本手当日額×被保険者期間に応じた日数」の額

※ 基本手当日額は、賃金日額（離職前6月の賃金を平均した1日分）の50%～80%の額

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

【参考】基本手当

① 受給資格及び被保険者期間

一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間のうちに被保険者期間が通算して12月以上ある場合に、「基本手当日額×所定給付日数」の額が給付される。

② 受給期間

原則として離職の日の翌日から起算して1年間

③ 給付率及び日額

基本手当日額は、賃金日額（離職前6月の賃金を平均した1日分）の45%～80%の額を原則としているが、次の表のとおり下限額と、年齢区分による上限額が定められている。

《下限額》（平成28年8月1日現在）

賃金日額	基本手当日額
2,290円	1,832円

《上限額》

（平成28年8月1日現在）

年齢区分	賃金日額	基本手当日額
～30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上～45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上～60歳未満	15,550円	7,775円
60歳以上～65歳未満	14,860円	6,687円

④ 所定給付日数

被保険者であった期間及び離職理由等により給付日数が定められている。

【一般の受給資格者（定年・自己都合等）の場合】

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

※ 左表の所定給付日数は、給付される最大の日数（再就職した日以降は給付されない。）

(2) 就職促進給付のうち再就職手当及び広域求職活動費に係る改正について

就職促進給付は、大別して、就業促進手当、移転費、広域求職活動費（改正後は、求職活動支援費）の3種類に分けられ、下表のとおり、計6種類の給付がある。

種類		給付要件	給付額
就業促進手当	就業手当	受給資格者が、所定給付日数の1/3以上かつ45日以上を残して、再就職手当の支給の対象とならない職業（短時間の就労など）に就いた場合	職業に就いている日について、基本手当日額の30%に相当する額（上限あり）
	再就職手当	受給資格者が、所定給付日数の1/3以上を残して、1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる安定した職業に就いた場合	基本手当日額（上限あり）×所定給付日数の残日数× <u>50%</u> （残日数が所定給付日数の1/3以上2/3未満の場合）又は <u>60%</u> （残日数が所定給付日数の2/3以上の場合）の額 ※ 平成29年1月1日より、残日数が所定給付日数の1/3以上2/3未満の場合は60%に、2/3以上の場合は70%に拡充して給付される。
	就業促進定着手当	再就職手当の受給者で、再就職先に6月以上雇用され、再就職先での6月の賃金が離職前の賃金よりも低い場合	基本手当の支給残日数の40%を上限として低下した賃金の6月分
	常用就職支度手当	就職困難な受給資格者（障害のある人など）が、ハローワーク等の紹介により安定した職業に就いた場合	基本手当日額（上限あり）×36日（所定給付日数の残日数が90日未満の場合は、残日数又は45日のいずれか多い日数×40%）の額
移転費		受給資格者等が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため等で、住所又は居所を変更する場合	住所又は居所の移転等に通常要する費用

<p><u>広域求職活動費</u> (改正後は、<u>求職活動支援費</u>)</p>	<p>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域（往復<u>300km</u>以上）にわたる求職活動をする場合</p> <p>※ 平成29年1月1日より、「広域求職活動費」は「求職活動支援費」に名称が変更になり、給付の対象となる求職活動の行為を次のとおり拡充し、給付される。</p> <p>ア 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域（往復<u>200km</u>以上）にわたる求職活動</p> <p>イ <u>公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動</u></p> <p>ウ <u>求職活動を容易にするための役務の利用</u>（面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用等）</p>	<p>求職活動に通常要する費用</p>
---	---	---------------------

雇用保険法新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>(高年齢被保険者)</p> <p>第37条の2 <u>65歳以上の被保険者</u> (第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「<u>高年齢被保険者</u>」という。) が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。</p>	<p>(高年齢継続被保険者)</p> <p>第37条の2 <u>被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されているもの</u> (第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「<u>高年齢継続被保険者</u>」という。) が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。</p>
<p>2 (省略)</p> <p>(高年齢求職者給付金)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(高年齢求職者給付金)</p>
<p>第37条の4 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第15条第1項に規定する受給資格者とみなして第16条から第18条まで(第17条第4項第2号を除く。)の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数(第5項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>第37条の4 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第15条第1項に規定する受給資格者とみなして第16条から第18条まで(第17条第4項第2号を除く。)の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数(第4項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数)を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1) 1年以上 50日</p> <p>(2) 1年未満 30日</p>	<p>(1) 1年以上 50日</p> <p>(2) 1年未満 30日</p>
<p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を第15条第1項に規</p>	<p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を第15条第1項に規</p>

改正後	改正前
<p>定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第20条第1項第1号に規定する基準日とみなして第22条第3項及び第4項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p> <p>(求職活動支援費)</p> <p>第59条 <u>求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給する。</u></p> <p>(1) <u>公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動</u></p> <p>(2) <u>公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動</u></p> <p>(3) <u>求職活動を容易にするための役務の利用</u></p> <p>2 <u>求職活動支援費の額は、前項各号の行為に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。</u></p>	<p>定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第20条第1項第1号に規定する基準日とみなして第22条第3項及び第4項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。<u>この場合において、同条第3項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に雇用された期間のうち65歳に達した日以後の期間については、当該期間に10分の10を限度として厚生労働省令で定める率を乗じて得た期間をもつて当該期間とする。</u></p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(広域求職活動費)</p> <p>第59条 <u>広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給する。</u></p> <p>2 <u>広域求職活動費の額は、前項の求職活動に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。</u></p>

芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（平成29年1月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、月割計算とし、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3～9 （省略）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより任命権者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、月割計算とし、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3～9 （省略）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより任命権者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支</p>

改正案	現 行
<p>給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての</u>期間を除く。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員であつた期間に係る職員となつた</p>	<p>給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員であつた期間に係る職員となつた</p>

改正案	現 行
<p>日の直前の職員でなくなつた日が当該職員となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなつた日以前の職員であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であつた期間</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>日の直前の職員でなくなつた日が当該職員となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなつた日以前の職員であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であつた期間</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち</u>、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>

改正案	現 行
<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特</p>	<p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特</p>

改正案	現 行
<p>例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手</p>	<p>例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手</p>

改正案	現 行
<p>当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が、任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業</p>	<p>当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が、任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</p> <p>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業</p>

改正案	現 行
<p>促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>12～14 (省略)</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)</u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (省略)</p>	<p>促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p> <p>12～14 (省略)</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (省略)</p>

芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2 <u>退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）した者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当して退職させられた者</p> <p>3 <u>在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納又は納付させることができる。</u></p> <p>4 （省略）</p> <p>5 <u>勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）で退職した職員（次項又は第7項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達す</u></p>	<p>（退職手当）</p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2 <u>前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）した者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当して退職させられた者</p> <p><u>(4) 地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用の者</u></p> <p>3 （省略）</p> <p>4 勤続期間<u>6月以上</u>で退職した職員（次項又は第6項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が<u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）</u>に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に</p>

改正案	現 行
<p>る退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p><u>6</u>・<u>7</u> (省略)</p> <p><u>8</u> 前3項に定めるもののほか、<u>第5項</u>又は<u>前項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>従い、退職手当として支給する。</p> <p><u>5</u>・<u>6</u> (省略)</p> <p><u>7</u> 前3項に定めるもののほか、<u>第4項</u>又は<u>第6項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（平成29年1月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）で退職した職員（次項又は第7項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）で退職した職員（次項又は第7項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する</p>

改正案	現 行
<p>短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>8 前3項に定めるもののほか、第5項の規定による退職手当の支給を受けられる者が管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を、<u>前2項の規定による退職手当の支給を受けられる者が管理者が指定するものに対しては、同法に規定する就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を</u>同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けられる者が管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は，改正部分）

改正案	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第18条 （省略）</p> <p>2 <u>退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは，管理者は，当該退職した者に対し，当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）した者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当して退職させられた者</p> <p>3 <u>在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については，管理者が定める手続を経て，支払われる前にあってはその支給を制限し，支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。</u></p> <p>4 （省略）</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第18条 （省略）</p> <p>2 <u>前項の退職手当は，次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）した者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当して退職させられた者</p> <p><u>(4) 地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用の者</u></p> <p>3 （省略）</p>